

### 監査事務所等に係る「令和6年版モニタリングレポート」の公表

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長 芳賀 裕司

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的として、監査事務所等に対する審査・検査等（モニタリング）を実施しており、モニタリング活動の状況と成果を中心に、関連する情報をできるだけ分かりやすい形で情報提供するとの観点から、年次で「モニタリングレポート」を公表している。「令和6年版モニタリングレポート」（7月19日公表。以下「本レポート」という。）では、監査事務所や被監査会社等の概況に関するデータのほか、モニタリング活動を通じて入手した最新の情報を記載している。

#### 本レポートのポイント

##### 「Ⅰ. 監査業界の概観」

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。大手監査法人への監査業務の集中や公認会計士試験合格者の年齢別割合、金融機関監査及びIPO監査の状況等に関する情報のほか、改訂された「監査に関する品質管理基準」への対応状況について記載している。

##### 「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」

審査会によるモニタリングの状況（審査、報告徴収及び検査の状況等）のほか、直近5年間の検査における総合評価（5段階）の監査事務所の規模別分布状況などを記載している。また、「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」

の概要についても記載している。

##### 「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」

モニタリング活動を通じて把握した監査事務所の運営状況等について紹介しており、監査業務を実施・サポートする組織体制や監査におけるITの活用、監査事務所による品質管理システムの監視の状況などについて記載している。また、会計監査人の異動状況について、異動件数（監査法人の合併によるものを除く。）の減少がみられるものの、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へと異動する傾向が続いていることや、令和5年3月に改訂された「監査法人のガバナンス・コード」について、その内容と当該コードを踏まえた取組の状況を記載している。

##### 「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」

「倫理規則」の改正や「上場会社等監査人登録制度」の導入等、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、日本公認会計士協会による中小規模監査事務所への支援・対応の状況について紹介しているほか、四半期報告書制度の廃止を含む財務報告制度に係る動向や、サステナビリティの開示及び保証に係る動向について記載している。

審査会は、監査の品質の維持・向上のため、幅広い層の方々に会計監査についての関心や意識を高めてもらうことが重要と考えており、本レポートがその一助になれば幸いである。

なお、本レポートの全文は、審査会ウェブサイトから参照することができる。